

高齢社会対策大綱の策定のための検討会 報告書素案

<目次>

第 1 部 基本的な考え方

1. 居場所や生きがいを持ち、年齢に関わりなく、希望に応じて活躍し続けられるウェルビーイングの高い社会の実現
2. 全ての世代が支え合いながら、地域の様々な主体がつながり、安心・安全に暮らせる社会の構築
3. 加齢に伴う身体機能・認知機能の変化を始めとした個々人のニーズに応じたきめ細かな施策の展開

第 2 部 生涯を通じて活躍できる環境の整備

1. 就労や地域での社会活動等の多様な活躍の推進
2. 高齢社会におけるあらゆる世代の学びの充実

第 3 部 地域において安心・安全に暮らせる社会の実現

1. 多様なライフスタイルを包摂する社会の構築
2. 一人ひとりの加齢に伴う変化に対応できる社会の構築
3. 安心・安全な生活環境の整備

第 4 部 推進体制の整備

第 1 部 基本的な考え方

我が国の高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）は年々上昇し、2023 年時点では 29.1%となっている。2025 年には「団塊の世代」が 75 歳以上に、また 2040 年には「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上となるなど、65 歳以上人口は 2040 年代前半でピークを迎えると推計されている。それ以降、65 歳以上人口は減少に転じるものの、少子化の影響等により高齢化率は引き続き上昇を続け、2070 年には 38.7%に達すると見込まれている。高齢化率の上昇に伴い、生産年齢人口は 2040 年までに約 1,200 万人減少¹することが見込まれており、労働力不足や経済規模の縮小などの影響が懸念されるとともに、

¹ 総務省「人口推計」（令和 5 年 10 月 1 日現在（確定値））、2025 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。

地域社会の担い手の不足や高齢化も懸念される。

こうした中、この20年間で、平均寿命と健康寿命は男女共に約3歳延伸²するとともに、65歳以上の就業者数は20年連続で前年を上回って過去最高³となり、就業意欲の高まり⁴もみられている。高齢期における体力的な若返り等を踏まえ、年齢に関わらず、それぞれの意欲や能力に応じて、経済社会における様々な活動に参画する多様な機会を確保し、その能力を十分に発揮できる環境を創っていく重要性がますます高まっている。

一方で、高齢期における一人暮らしの人や認知症の人等の今後更なる増加等が見込まれ、それによって人と人との関係性やつながりの希薄化が進み、孤独・孤立の深刻化が懸念されており、地域社会のつながりや支え合いによる包摂的な社会の構築が求められている。

このように高齢社会をめぐる様々な変化が急速に進んでおり、これらの変化に伴う社会課題に適切に対処し、持続可能な経済社会を構築していくため、以下の3つの基本的な考え方に則り、高齢社会対策を推進すべきである。

1. 居場所や生きがいを持ち、年齢に関わりなく、希望に応じて活躍し続けられるウェルビーイングの高い社会の実現

あらゆる世代が年齢にかかわらず活躍できる社会を構築することは、少子高齢化を始めとする急速な変化の中で、経済や地域社会において幅広い世代の担い手の確保を可能とし、経済社会を持続可能なものにするとともに、それを構成する個人にとってもウェルビーイングの高い社会の実現につながる。

そのためには、高齢期における体力的な若返りや長寿化が進む中で、高齢期においても、希望に応じて、自らの知識・経験等を活かせる居場所を持ち、就労や社会活動など多様な活躍の機会が得られる環境を整備していくことが必要である。その際、活躍の姿は様ではなく、個人やその時々々の心身の状況等に応じて、様々な健康や活躍の姿があることに留意しつつ、必要に応じたサポートも受けながら、自立して主体的に活躍の在り方を選択していけるようにすることが重要であり、それを後押しする新たなテクノロジーの開発や社会実装も併せて進めていく必要がある。

² 平均寿命：2019年は厚生労働省「簡易生命表」

健康寿命：厚生労働省「第16回健康日本21（第二次）推進専門委員会資料」

³ 総務省「労働力調査」（令和5年）

⁴ 内閣府「高齢者の経済生活に関する調査」（令和元年度）

現在収入のある仕事をしている60歳以上の者について約4割が「働けるうちはいつまでも」働きたいと回答しており、70歳くらいまで又はそれ以上との回答と合計すれば、約9割が高齢期にも高い就業意欲を持っている。

2. 全ての世代が支え合いながら、地域の様々な主体がつながり、安心・安全に暮らせる社会の構築

今後、高齢期における一人暮らしの人の増加や、加齢による身体機能・認知機能の変化を経験する人の増加等が見込まれる中で、高齢期においても地域で安心・安全に暮らせるようにすることが必要である。経済社会の急速な変化の中で、個々人が抱える多様で複合的な課題や生活上のニーズへの対応を可能としていくためには、地域社会を構成する様々な主体がそれぞれの役割を効果的に発揮するとともに、互いのつながりを強化することにより、地域のセーフティネット機能を高めていくことが重要である。

また、年代を超えて、地域において共に生き、共に支え合う社会の構築に向けて、幅広い世代の参画の下で地域社会づくりを行える環境を整備していくことが必要であるとともに、全ての世代において、高齢期は若年期からの延長線上にあることを認識しつつ、歳を重ねることによって生ずる様々な変化や影響、必要なサポート等について、理解を深めていく必要がある。

3. 加齢に伴う身体機能・認知機能の変化を始めとした個々人のニーズに応じたきめ細かな施策の展開

長寿化による高齢期の長期化が進む中で、加齢による身体機能・認知機能の変化は、個々人によって様々であり、その程度にもグラデーションがあって分かりにくく、それによって日常生活や社会生活における様々な影響が生じうることを踏まえた施策の実施が必要となる。

そのため、高齢期を一括りで捉えるのではなく、従来にも増して、それぞれの世代の状況や生活上のニーズについて解像度高く実態を把握するとともに、それに基づき、施策分野の壁を越え、実効性ある施策の展開が求められる。

第2部 生涯を通じて活躍できる環境の整備

1. 就労や地域での社会活動等の多様な活躍の推進

経済社会を持続可能なものにするとともに、一人ひとりがウェルビーイングの高い社会を実現するためには、年齢に関わらず、それぞれの意欲や能力に応じて、経済社会の様々な活動に参画する多様な機会を確保し、それを後押しするための支援の充実を図っていくとともに、様々な活躍を阻害する制度・慣行等の改善を進めていく必要がある。

(1) 現状と課題

① 健康寿命及び平均寿命の延伸と体力的な若返り

- ・ この 20 年間で健康寿命と平均寿命は男女共に約 3 歳延伸しており、令和 4 年現在、平均寿命は、男性 81.05 年、女性 87.09 年となっている。今後、男女共に平均寿命は延びて、2070 年には、男性 85.89 年、女性 91.94 年となり、女性は 90 年を超えると見込まれている⁵。
- ・ 日本老年学会・日本老年医学会「高齢者に関する定義検討ワーキンググループ報告書」(平成 29 年 3 月)及び日本老年学会「高齢者および高齢社会に関する検討ワーキンググループ報告書」(令和 6 年 6 月)において、近年の高齢者の心身の老化現象に関する種々のデータの経年的変化を検討した結果、特に 65~74 歳では心身の健康が保たれており、活発な社会活動が可能な人が大多数を占めていることなどから、75 歳以上を高齢者の新たな定義とすることが提案されているなど、体力的な若返りが指摘されている。

② 65 歳以上の就業者数の増加と企業の取組状況

- ・ 65 歳以上の就業者数及び就業率は上昇傾向にあり、60 代後半の男性の 6 割以上、女性の 4 割以上が就業している⁶。
- ・ 現在収入のある仕事をしている 60 歳以上の者について約 4 割が「働けるうちはいつまでも」働きたいと回答しており、70 歳くらいまで又はそれ以上との回答と合計すれば、約 9 割が高齢期にも高い就業意欲を持っている様子がうかがえる。また、仕事をしている理由として、「仕事そのものが面白いから、自分の知識・能力を生かせるから」など、収入以外の理由が 5 割を超えており、70 歳以上では更に高くなっている。⁷
- ・ 2013 年に 65 歳までの雇用確保措置が義務化され、65 歳までの雇用についてはほぼ全ての企業で実施済みとなっている。また、2021 年には 70 歳までの就業確保措置が努力義務化されたが、実施している企業は全体の 3 割程度にとどまっている状況。⁸
- ・ 取組の内容には企業によって濃淡があり、先進的な企業においては、これから高齢期を迎える社員への対応という短期的な課題のみではなく、人事や給与等の制度の工夫といった中長期的な課題にも取り組んでいるが、足踏み

⁵ 平均寿命：2019 年は厚生労働省「簡易生命表」

健康寿命：厚生労働省「第 16 回健康日本 21 (第二次) 推進専門委員会資料」

⁶ 総務省「労働力調査」(令和 5 年)

⁷ 内閣府「高齢者の経済生活に関する調査」(令和元年度)

⁸ 令和 5 年「高年齢者雇用状況等報告」

状態の企業も存在する。これから高齢期を迎える社員や若い世代への対応も含め、中長期的な視点で人事や給与等の制度の工夫に取り組み、高齢期においても経験や知見を活かして活躍できるよう雇用の質を高めていくことが課題となる。

- ・ 70歳までの就業確保措置のうち、業務委託契約や社会貢献事業など雇用によらない措置である創業支援等措置について見ると、導入企業は113社で全体の0.1%にとどまっている⁹。高齢期に十分な経験やスキルを活かして新しいチャレンジを行うことを後押しする観点から、起業・創業等への支援を強化する必要がある。

③ 高齢期を見据えたキャリアアップやリスクリングの拡充

- ・ 高齢期においても、それまでの技術や経験を活かして活躍し続けるためには、早い段階から高齢期を見据えたスキルアップを行うことが重要。また、長く働き続けられる仕事へリスクリングすることや、若年期から副業等で多様な経験を積むことも重要となる。
- ・ 企業におけるキャリアアップの機会を充実させるとともに、個人が主体的に高齢期を見据えてキャリアアップやリスクリングに取り組むことのできる機会の拡充が必要となる。

④ 働き方の多様化に応じた年金制度

- ・ 今後、高齢期においても働き続ける者の増加が見込まれる中で、働き方の多様化に応じた年金制度への見直しを進めていくことが必要となる。特に、在職老齢年金制度については、高齢期の人々の就労意欲への影響が指摘されており、就労促進の観点から見直しの検討が必要となる。

⑤ 介護離職者数の増加

- ・ 家族の介護をしながら就業する者は増加傾向にあり、過去1年間における介護離職者数は年間10万人程度で推移¹⁰している。2030年における介護に

⁹ 令和5年「高年齢者雇用状況等報告」

¹⁰ 総務省「就業構造基本調査」

よる経済損失は9兆1,792億円との試算¹¹もある。

- ・ 介護保険外サービスの拡大を始め、仕事と介護を両立しながら働ける環境整備をより一層推進するとともに、介護休業制度に対する正しい理解を広めることが課題となっている。
- ・ 介護は時間とともに負担が大きくなるものであることから、仕事と介護の両立のためには介護サービスの利用が必要。介護休業期間は仕事を続けながら介護をするための体制を構築する期間であるが、この制度趣旨を正しく理解できている割合は労働者が3～4割、企業が4割程度¹²にとどまっている。

⑥ 地域における活動への参加状況とその担い手の高齢化

- ・ 高齢社会における多様で複雑化した社会課題に対応するためには、住民に身近な地域での支え合いやその担い手の確保が重要となるが、例えば民生委員の場合、約8割が60歳以上であるとともに、近年は60歳代が減少する一方、70歳以上が増加¹³するなど、地域でセーフティネットの役割を担う者の高齢化が進んでいる。若年世代も含めて地域社会の担い手を確保していくことが必要となる。
- ・ 社会参加活動をしている者は、60代では約4割、70～80代では男女共に5割を超えている¹⁴。高齢期に社会活動に参加して良かったと思うこととしては「生活に充実感ができた」が約5割¹⁵で最も多い。
- ・ 一方で、40代、50代の社会参加活動への参加割合を見ると約2～3割にとどまっている。参加していない理由については、年代を問わず「どのような活動が行われているか知らないから」が約2～3割となっている。また、

¹¹ 経済産業省「2022年経済産業省企業活動基本調査速報（2021年度実績）調査結果の概要」、産労総合研究所「教育研修費の実態調査における2017～2021年の一人あたり研修費（5年平均）」、株式会社リクルートキャリア就職みらい研究所「就職白書2020」より日本総研作成

¹² 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「仕事と介護の両立等に関する実態把握のための調査研究事業報告書」（令和3年度厚生労働省委託調査）

¹³ 厚生労働省 第1回民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会資料2

¹⁴ 厚生労働省「令和4年度少子高齢社会等調査検討事業」

「社会参加活動」とは、地域におけるボランティア活動、NPO活動、町内会・自治会・PTAなどの地縁的活動、その他の市民活動。

¹⁵ 内閣府「高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査」（令和3年度）

60代、70～80代では、「気軽に参加できる活動が少ないから」が約2～3割となっている。¹⁶

- ・ 仕事の中でしか社会とのつながりがない場合には、定年退職とともに孤独・孤立に陥る場合もあり、高齢期を見据えて地域とのつながりや居場所を持つことができるような枠組の構築が求められる。

(2) 今後の取組の方向性

① 希望に応じて働き続けられる環境整備

- ・ 各世代がやりがいを持って働くことのできる環境を整備するため、企業において、人口減少や高齢化といった社会の変化を踏まえ、高齢期の人の雇用の必要性について十分に認識した上で、中長期的な視点で人事制度を整備していくことが求められる。具体的には、高齢の社員を含め、年齢ではなく経験やスキルに基づいて職員を配置するとともに、仕事内容や働きぶりに合わせた賃金体系等、アウトプットに基づく評価や処遇の仕組みを整えることが必要となる。企業におけるこれらの取組を後押しするため、企業への専門家の派遣や助言の取組を強化することが必要。
- ・ 業務委託契約や事業主が行う社会貢献事業への従事により就業機会を確保する創業支援等措置について、これまでの経験や知見を活かして新しくチャレンジすることや、高齢期のニーズを踏まえた多様な働き方を後押しする観点から、取組が進まない要因など実態の把握を行うとともに、制度の周知やノウハウの共有を行うべき。
- ・ ハローワークにおいて、高齢期にある人の希望する職種と求人のミスマッチの実態も踏まえながら、高齢期の就労ニーズを踏まえた仕事の開拓やマッチングの強化を図るべき。
- ・ 高齢期の特性を踏まえ、柔軟な働き方や健康や安全への配慮、デジタルを活用した負担軽減などの取組を進めることが必要。取組に当たっては、フレイル・ロコモ対策の視点や、安全管理システムの開発といったテクノロジーの活用等に留意すべき。
- ・ 高齢期の起業・創業について、資金面での支援に加えて、高齢期に起業経験のある者など専門家による相談体制の充実や、地域の空き家を活用したビジネスなどまちづくりに資する事例の共有などを進めるべき。

¹⁶ 厚生労働省「令和4年度少子高齢社会等調査検討事業」

② 高齢期を見据えたキャリアアップやリスクリングの拡充

- ・ キャリアの見直しやスキルアップ、リスクリングを促進するため、企業が
行う研修だけではなく、自発的・能動的に学ぶ機会を増やしていくことが重
要であり、将来の自らのキャリアを考えながら主体的に学習内容を選択でき
る機会の充実を図るべき。
- ・ 特に、セカンドキャリアや転職のために新たな分野へのリスクリングを行
う場合には、企業以外の教育訓練プロバイダーや業界団体等が提供する労働
者の多様なニーズを踏まえたリスクリングの機会が重要となる。教育訓練プ
ロバイダーや業界団体等の活用を促進するための取組を進めるべき。
- ・ 企業において、長期休暇制度の整備を始め社員が教育訓練を利用しやすく
するような取組が必要。

③ 働き方の多様化に応じた年金制度への見直し

- ・ 働き方の多様化に応じた年金制度を構築するため、在職老齢年金制度の見
直しや被用者保険の適用拡大等を進めることが必要。

④ 介護離職の解消

- ・ 介護保険外サービスの振興・拡大を進めるとともに、福利厚生の実等、
企業が主体となって社員が介護サービスを利用しやすい環境を整えること
も有効であり、企業の取組を促進するための環境整備が必要。
- ・ 介護休業期間は仕事を続けながら介護をするための体制を構築する期間
であるという正しい理解を企業と連携しながら周知すべき。
- ・ 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすくするため、介護休業の円滑な取
得・復帰、柔軟な働き方ができるよう取り組む中小企業に対する支援が必要。
その際、休業中の周囲のサポートする人材への負担が増えないようにするこ
とや復職する際にどうするかなど介護で抜ける人がいても職場全体でうま
く業務が回るよう取り組んでいくべき。

⑤ 地域社会における多様な活躍の機会の創出

- ・ 健康寿命の延伸が進み、高齢期においても社会や他者との積極的な関わり

を持ち続けられることが重要となる。若年世代から高齢世代までの幅広い世代が希望に応じて地域社会とつながることができる機会の充実を図る観点から、地域の仕事や社会活動、学習機会等の情報を一元的に把握でき、それぞれのニーズや状況に応じて個々の業務・作業などを分担して行うモザイク型のジョブマッチングを含め、多様な活躍の機会が提供されるプラットフォームを構築すべき。

- ・ 地方公共団体、民間企業、教育関係機関、福祉関係機関、NPO、地域住民など多様な主体が連携して地域の社会課題に取り組み、持続可能な地域づくりを行うことが重要であり、プラットフォームの構築・運営に当たっては、施策分野の壁を越えて分野横断的な活動を行うための中間支援組織の育成・支援が必要。また、プラットフォームを利用する住民の生活圏・経済圏の状況等を踏まえつつ、行政区域を超えた広域的な連携を効果的に行いながら取組を進めていくことが重要。
- ・ 地域での活躍の場を創出していくに当たっては、全世代にとって居場所や生きがいを得られるような場とすることが必要であり、若年層も含めて参加しやすい仕組みづくりが必要。
- ・ 加齢に伴う変化の中でも、希望に応じて活躍し続けられるよう、例えばコミュニケーションロボットや高齢期においても使いやすい家電など、身体機能や認知機能を補うようなテクノロジーの研究開発や社会実装を進めることが必要。また、生成AIについても高齢社会に役立てる観点からの研究開発が求められる。

⑥ 社会的処方¹⁷の推進

- ・ 加齢に伴う心身の変化の中でも、地域とのつながりを持ち、それぞれの希望や状況に応じた活躍を実現するためには、医療現場から患者を地域の文化資本やコミュニティ資源へつなぐ「社会的処方」を推進することが必要。
- ・ 「社会的処方」を推進するため、かかりつけ医とリンクワーカーの連携強化を図るとともに、医学部における教育で社会的処方に関する学びを強化するなど、医師の理解を促進していくことが求められる。
- ・ かかりつけ医と福祉関係者の連携を促進し、患者の社会的な側面にも目を向けて全人的医療¹⁷を行うための環境を整備することが必要。

¹⁷ 患者の身体面、心理面、家族や生活環境全体に配慮しながら医療を提供すること。

- ・ 美術館や博物館、自然公園等の地域の文化資本やコミュニティ資源につないでいくことも重要。そのため、地域資源の充実とそのデータベース化を目指すべき。
- ・ 治療や薬をもらうことで安心を得るということだけではなく、社会的処方
が患者自身にとってウェルビーイングの向上に資するものであるという認識を
広めていくことが必要。

2. 高齢社会におけるあらゆる世代の学びの充実

高齢期は若年期からの延長線上にあり、全世代が加齢についての理解を深めるとともに、長寿化による高齢期の長期化が進む中で、高齢期の生活に備えるための学びや、地域社会において自己決定や自己選択に資するための学びなど、幅広い世代にわたって、高齢社会に対応するための学びの充実を図っていく必要がある。

(1) 現状と課題

① オンラインや身近な場における学習機会の充実

- ・ 国や地方公共団体が力を入れるべき生涯学習の取組について、40代、50代では「インターネットを利用したオンライン学習の充実」が約5割、60代以上では「公民館等の開放などの学習のための施設の増加」が約4割でそれぞれ最多となっている¹⁸。
- ・ 時間や場所の制約のないインターネットや、社会教育施設やそれ以外の公共施設も含めて地域の身近な場所での学習機会を充実させていくことが課題となっている。

② 社会保障教育の充実

- ・ 働き方によって生涯賃金や年金額が異なり、高齢期の生活に影響することなど、高齢期の生活に密接に関わる年金や医療、介護、雇用の在り方について、早い段階から学び、高齢期に向けた備えを行うことが重要となる。
- ・ 社会保障制度の役割や意義についても学び、支え合いの重要性について意識を高めていくことも必要となる。

¹⁸ 生涯学習に関する世論調査（令和4年7月調査）

③ 金融経済教育の充実

- ・ 18歳以上の者のうち、学校等で金融教育を受けた経験があると回答した人の割合は7.1%。年齢層別にみると、18～29歳では13.9%であるが、年齢層が高くなるほど低くなり、60～79歳では5.4%に留まる。¹⁹
- ・ 人生100年時代において、若年期から高齢期を視野に入れて資産形成に取り組むことができるよう、金融に関する知識や情報を得ることが不可欠となる。学童期からのライフステージに応じた金融経済教育を推進していくことが課題となる。

④ 持続可能な地域社会を構築するための学びの充実

- ・ 地域でのつながりや支え合いを促進し、地域社会を将来にわたって持続可能なものとしていくためには、地域の社会課題に関する学びの場や担い手の育成が必要。地域を支える人材の高齢化や人手不足が進んでおり、高齢世代から若年世代への役割の継承も課題となっている。

⑤ デジタル・デバイドへの対応

- ・ 年齢層別にインターネットの利用率を見ると、60代では90.2%、70代では67.0%、80歳以上では36.4%となっており、年齢層が高いほど利用率が低くなっている²⁰。
- ・ 高齢社会においては、自己決定や主体的な選択を支援する手段として、デジタルを活用することが重要となるため、高齢期においても新しいデジタル技術を効果的に活用できるようにするための学習機会が必要となる。

(2) 今後の取組の方向性

① 加齢に関する理解の普及

- ・ 高齢期においても地域において安心して生活できる社会を築くためには、

¹⁹ 金融広報中央委員会「金融リテラシー調査（2022年）」

²⁰ 総務省「通信利用動向調査」（令和5年）

社会全体で加齢に伴う心身の変化等に関する理解を深め、加齢を自分事として捉えることが重要。特に、認知症については、認知症になっても自分らしく前向きに生きていけるような学びの機会が重要であるとともに、周囲が偏見を持たないようにする観点や、日常生活において適切なケアができるようにする観点も重要となる。学童期等を対象とした学校教育における学習機会や社会人を対象とした企業と連携した学習機会、高齢期の人も含めた全世代を対象とした地域における学習機会など、幅広い世代を対象とした学習機会の充実が必要。

- ・ 加齢性難聴についても、高齢期の就労や社会参加の障壁とならないよう、職場や地域で理解を深めるため、正しい知識の普及啓発の強化が必要であり、企業等と連携した社会人を対象とした学習機会や全世代を対象とした地域における学習機会の充実が必要。

② 社会保障教育の充実

- ・ 社会保障の役割は所得の再分配であり、能力に応じて負担し、医療や介護などが必要となった場合に給付がなされることや、主に高齢期で膨らむ医療・介護の支出を平準化できることなど、社会保障の意義や役割に対する理解を深めるとともに、医療や介護、雇用、年金等について正しい情報を見分けられるようにすることが必要。学童期から学校教育等において学習内容の充実を図るとともに、企業や地域においてライフステージに応じた学習機会の充実を図ることが必要。

③ 金融経済教育の充実

- ・ 高齢期を見据えた資産形成による備えがより一層重要となる中で、学童期から高齢期まで、ライフステージに応じて身に付けるべき金融リテラシーを学ぶための金融経済教育の強化が必要。特に、資産形成の一環として、私的年金に限らず公的年金に関する知識を得る機会が重要であり、働き方によって高齢期の年金額が変えられることなどを含め学ぶ機会を充実させるべき。
- ・ 資産活用の選択肢の一つとして、社会貢献活動に役立てることを目的として財産を公益的な活動を行う団体等に譲与する遺贈寄附等の普及・啓発を図るべき。併せて、遺贈寄附を行おうとする人やその家族への相談支援の充実が必要。

④ 地域の担い手育成のための学びの充実

- ・ 大学等が地域住民を対象とした地域の課題解決に関する学びの機会を充実させ、若年世代から高齢世代まで幅広く地域の担い手を育成していくことが必要。また、大学における学びを地域での活動の実践につなげるなど、実証的な学びの場を広げていくべき。

⑤ デジタル等に関する学習の充実

- ・ スマートフォンが利用できないことで、情報の入手や各種民間サービスの利用が困難になることがあり、主に高齢世代を対象として、公民館など地域の身近な施設を活用して、スマートフォンの使い方などデジタル・デバインドをなくすための講座等の開催を充実させていくべき。
- ・ 高齢期においても自立して生活し、主体的に暮らし方を選択することができるような観点から、高齢期における学習機会の充実を図ることが必要。現在、地方公共団体等で行われている生涯学習においては、文化や歴史についての学びが多いという指摘もあり、デジタル等のテクノロジーや最新の経済社会情勢を始め、幅広く学べるようにすべき。
- ・ デジタル等のテクノロジーに関する学習を強化するためには、地方公共団体が地域の大学や高専等の高等教育機関等との連携を強化し、若年世代から高齢世代まで幅広く高等教育機関における学びの機会を充実させることが必要。

⑥ 学びの場の拡大

- ・ 地方公共団体や高等教育機関、NPO、企業等の連携を強化し、施策分野の壁を越えて、地域における学びの場を広げることが必要。公民館等の社会教育施設に限らず、老人福祉センターや老人クラブなど、地域の身近な施設やコミュニティを有効活用するとともに、オンライン学習の充実を図るべき。

第3部 地域において安心・安全に暮らせる社会の実現

1. 多様なライフスタイルを包摂する社会の構築

近年、高齢期における一人暮らしの人の増加など、ライフスタイルの多様化が進み、高齢期の住まいや地域での移動手段の確保など、個々人の生活上のニーズに応じたきめ細かな支援の必要性が高まっており、居住、福祉、地域交通等の分野横断的な施策の連携や、地域社会において必要な支援への橋渡し役を担う民生委員の担い手確保等が必要となる。

(1) 現状と課題

① 高齢期における一人暮らしの人の増加

- ・ 65歳以上の一人暮らしの数は、更なる高齢化と未婚化、単身世帯化の進行により、2040年には2020年と比べて370万人増加し、約1,041万人（65歳以上の男性の約24.2%、女性の28.3%）となる見込み²¹。高齢期における一人暮らしの人の中には、日常生活上のサポートなどについて家族に頼ることが難しい人も出てくること懸念される。
- ・ 近年、病院の同行等の日常生活支援、介護施設や病院に入所・入院する際の身元保証、葬儀や死後の財産処分などの死後事務等について、家族や親族に代わって支援する「高齢者等終身サポート事業」を行う事業者が増加してきている。サービスの利用に当たって、利用者の安心等を確保していくことが必要。
- ・ また、地域において、高齢期における身寄りのない人への支援のため、地域の医療機関や福祉団体、NPOや民間企業等が連携した支援のネットワークづくりや支援のマニュアルの策定を進めるためのガイドラインを作成している事例がある。また、地域のNPOが中心となって、高齢期に身寄りのない人と地域住民の互助会を作っている事例もある。
- ・ 高齢期のライフスタイルの変化を踏まえ、これまで家族が担ってきた役割を地域や社会においてどのように担っていくかについて検討が必要な課題となっている。

② 高齢期における居住支援のニーズの高まり

- ・ 近年、持ち家率は、20～50代で低下傾向²²にあり、高齢期に一人暮らしの人が増加する中で、高齢期における住宅の確保に対するニーズが高まることが想定されるが、高齢期の人々の入居については、賃貸人の約7割が拒否感を有している²³。
- ・ 住宅確保要配慮者である高齢期の人への支援に当たっては、単に住宅

²¹ 2020年までは総務省「国勢調査」による人数、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（2024年推計）による世帯数

²² 総務省「住宅・土地統計調査」（平成30年）

²³ 令和3年度国土交通省調査

を確保するだけでなく、各施策分野が連携して居住後の見守りや生活支援を充実させていくことなど、住宅政策と社会保障の連携を強化し、医療や介護など地域のセーフティネット機能全体の向上につなげることが必要。

- ・ 施設等への住み替えの実態について見ると、住み替えのピークは 75～85 歳と遅くなっており、環境の変化による心身への影響が大きいことや、消極的な住み替えを余儀なくされるなどの問題がある。住み替えの相談相手については、どこにも相談しなかった者が約半数²⁴となっており、相談体制の充実が課題となる。
- ・ その際、いわゆる縦割りの相談窓口では人が集まらず、相談の必要性自体を認識している人も少ない。相談の入り口としての機能を果たす、地域におけるゆるやかなつながりや居場所づくりを通じて、必要な支援につながるなどが課題となる。

③ 空き家の増加と有効活用

- ・ 空き家の総数は、この 20 年間で約 1.4 倍の 900 万戸に増加している。このうち、使用目的のない空き家は、この 20 年間で 1.8 倍の 385 万戸に増加している。²⁵
- ・ 空き家の取得経緯の約半数が相続となっており、所有者の約 3 割は遠隔地に居住している。また、空き家の所有世帯の家計を支える者の約 6 割超が 65 歳以上となっている。²⁶
- ・ 令和 5 年 12 月に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 50 号）が施行され、空き家の活用拡大のため、市区町村が空家等活用促進区域を指定できる仕組みが新たに設けられ、当該区域内において、安全確保等を前提とした接道に係る前面道路の幅員規制の合理化など、特例を設けることが可能となっている。
- ・ 資産や相続に関して早目に見通しを立てて準備を促すための相談体制の充実や、地域において空き家の有効活用を図ることが課題となっている。

²⁴ 令和 4 年度国土交通省スマートウェルネス住宅等推進事業「居住支援協議会活動の普及拡大に向けた調査事業」

²⁵ 総務省「住宅・土地統計調査」（令和 5 年（速報値））

²⁶ 令和元年空き家所有者実態調査(国土交通省)

④ 地域における移動手段の確保

- ・ 60代以上で、老後の生活に関してどのようなことに不安を感じるかについて「移動が困難になる」と回答した者の割合は、人口規模の少ない市町村ほど多くなる傾向があり、人口5万人未満の市町村では7割弱に上る²⁷。
- ・ 人口減少が加速する中で、病院や学校の統廃合等により、日常生活における移動の問題が深刻化しており、運転免許の自主返納後の移動手段に対する不安もみられる。交通分野を始め、様々な分野で人手不足が顕在化しており、地域によっては公共交通事業者のみでは旅客運送サービスを維持することが困難になっており、関係省庁連携の下、課題に対応する必要性が高まっている。

⑤ 民生委員の担い手不足

- ・ 住民の身近な相談相手であり、支援への橋渡し役を担う地域の民生委員について、約8割が60歳以上となっているなど高齢化が進んでおり、幅広い世代の担い手を増やすことも課題の一つとして挙げられる。また、約8割の市町村において民生委員候補者の推薦母体が町会・自治会となっており、町会・自治会が存在しない地域の増加も踏まえて、市区町村は地域の実情に応じて、多様な民生委員候補者の選定方法を考えていく必要がある。²⁸

(2) 今後の取組の方向性

① 高齢期における身寄りのない人への支援の充実

- ・ 「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」に基づき関係府省が連携して取組を進めるとともに、事業者の適正な事業運営を確保する仕組みについて検討を行うべき。
- ・ 高齢者等終身サポート事業者は低所得者や採算の取れない地域を対象としないことや、高齢期に身寄りのない状態になることは資力に関わらず起こりうることを踏まえ、身元保証や生活支援については、全ての高齢

²⁷ 国土交通省「将来の社会・暮らしに関する意識調査」（令和2年）

²⁸ 厚生労働省 第1回民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会資料2

期の人を公的支援の対象とすべきであり、その具体的な支援の内容や所要の財源について検討していくことが必要。

- ・ 地域の関係機関が高齢期における身寄りのない人を円滑に支援するためのガイドラインの作成や相互のネットワークの構築等について、地方公共団体における取組の好事例の収集や横展開を行うとともに、取組を広げていくべき。
- ・ 高齢期における身寄りのない人に長期に伴走しながら包括的に支援する必要がある、公的関与の下、コーディネート役が様々な支援機関につなぎ、見守る仕組みを形成すること等の検討が必要。
- ・ 高齢期における身寄りのない人が社会的孤立に陥ることを防ぐために、地域におけるインフォーマルな関係作りが重要となることから、自治会や町会、スポーツ団体やNPO等のボランティア団体等、地域の多様な団体が連携して支援すべき。

② 居住支援の充実

- ・ 高齢期の住宅確保要配慮者の相談支援に当たっては、住宅だけではなく、医療や福祉、相続等の相談にも横つなぎができるよう、地域の住宅事業者や不動産仲介業者、福祉機関、法律家等が連携した相談のプラットフォームを作るとともに、行政と民間事業者の間を補完する中間組織（宅建士、ファイナンシャルプランナー、ケアマネージャー等）が相談内容に応じて支援をコーディネートする体制が必要。また、住宅確保のための相談から死後事務対応まで切れ目のない伴走支援が必要。
- ・ 相談・支援体制の整備と併せて、生活上の疑問や課題が地域での助け合いや公的支援につながり、相談の入り口としての機能を果たす「居合わせる場所」を地域において創出することが必要。
- ・ 住宅確保要配慮者が地域において安心して生活できるよう、福祉機関を始め、地域の多様な機関が連携して支援体制を構築することが必要であり、市区町村における居住支援協議会の設置を促進するとともに、支援の担い手となる居住支援法人が活動しやすい環境整備を行うべき。
- ・ 高齢の住宅確保要配慮者は医療を必要とする場合も多く、ICTを活用した見守りや訪問診療など地域の医療機関との連携も強化すべき。
- ・ 居住支援に当たっては、公営住宅等の公的賃貸住宅の活用を進めるとともに、公営住宅の入居に当たって保証人を要件としないことも含めて

住宅確保要配慮者の居住の安定を図るための方策を検討すべき。

- ・ 高齢期における住まい方について、例えば持ち家所有の中堅所得層や高齢の大家等は、相談支援が得にくい状態となっており、幅広い層を対象とした相談支援体制の充実が必要。

③ 空き家対策の推進

- ・ 住宅が管理の行き届かない空き家になる前に市場に戻し、流動性を高めて市場原理で対応していくことが必要。空き家の流通を促進するため、再建築許可基準の接道規制など市場での流通を阻害する制度の更なる規制緩和を含めた検討が必要。
- ・ 住宅の相続を円滑に進めるためには、健康状態や認知機能の状態が変化する前に、早い段階から準備することが必要であり、居住支援の相談プラットフォームにおいて、民間事業者や法律の専門家等へつなぐことのできる体制を構築すべき。
- ・ 地域において空き家を資源として捉え、地域の居場所作りや福祉的活用など空き家の有効活用を促進する観点から、地方公共団体のインセンティブの強化を図っていくべき。

④ 地域における移動手段の確保

- ・ 地域における移動手段の確保については、地域の規模や実情に応じた様々なニーズに対応する必要があることから、民間と公的機関の効果的な連携により地域で空いている移動手段を有効に活用することが必要であり、好事例の収集・展開の充実を図るべき。
- ・ 自動運転は、地域住民の移動手段としてのみならず、交通事故対策、物流業界等におけるドライバー不足への対応の観点からも効果が期待されることから、自動運転技術の社会実装に向けた取組を促進するべき。
- ・ 道路運送法に基づく自家用有償旅客運送について、事業者の登録時又は登録内容の変更時の申請手続きの簡素化や、オンライン申請の拡充等、事業者の事務負担軽減に向けた検討を行うべき。

⑤ 民生委員の担い手確保

- ・ 民生委員制度の持続可能性を高めるため、選任要件について、自己推薦の

拡充や居住要件の見直しなど、若年層・現役世代も含めた幅広い世代の担い手を増やすための取組を進めるべき。

2. 一人ひとりの加齢に伴う変化に対応できる社会の構築

加齢による身体機能や認知機能の変化が生じて、個々人の特性や状況に応じた支援が得られ、誰もが尊厳を持って、日常生活や社会生活を送れるための環境整備を図っていく必要がある。

(1) 現状と課題

① 認知機能の低下した人の増加

- ・ 65歳以上の認知症及び軽度認知障害（MCI）の高齢期の人々の数並びにそれぞれの有病率の将来推計について見ると、2022年における高齢期の認知症の人々の数は443.2万人（有病率12.3%）、また、MCIの高齢期の人々の数は558.5万人（有病率15.5%）と推計されており、2040年には、それぞれ584.2万人（有病率14.9%）、612.8万人（有病率15.6%）になると推計されている²⁹。
- ・ 高齢社会においては、高齢期の人々の持つ経済的なインパクトは大きく、高齢世帯の消費は個人消費額の約4割を占めている³⁰。また、75歳以上が金融資産の約3割に当たる約600兆円を保有³¹しており、そのうち約200兆円は認知機能の低下した人が保有しているとの指摘もある。
- ・ 日常生活において認知機能を必要とする場面が多い金融機関の窓口は、認知機能の低下した人を発見する重要なセンサー機能を果たしており、金融機関から地域の福祉機関など必要な支援につなげることが必要となる。しかし、本人に認知機能低下の自認がない場合等に個人情報提供の同意を得ることが難しいこと、金融機関においては個人情報提供の同意は原則として書面によるとされていること、顧客のどのような兆候や行動を認識した場合に福祉機関への連携を行うべきかが明らかではないこと

²⁹ 「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」（令和5年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）：九州大学大学院医学研究院二宮利治教授）

³⁰ 総務省「家計調査（総世帯）」（令和5年）を用いて内閣府にて算出。高齢世帯とは、世帯主が65歳以上である世帯を指す。

³¹ 高齢社会対策大綱の策定のための検討会第3回資料5

等の課題がある。

- ・ 認知機能の変化は個々人によって様々であり、その程度にもグラデーションがあつて外からは分かりにくく、また、本人が認知機能の低下を認識していない場合があることも踏まえ、認知症の人本人の意思決定支援や権利利益の保護を含めた様々な支援や見守りの体制を構築していくことが必要となる。

② 消費者被害の増加

- ・ 高齢期における消費生活相談の内容として、65歳以上では近年特にインターネット通販に関する相談の割合が高まっている。一方、高齢期の認知症等の人については、高齢期の相談者全体に比べて、訪問販売や電話勧誘販売に関する相談の割合が高くなっている。³²
- ・ また、特殊詐欺の被害者のうち、約8割が65歳以上³³となっている。高齢期においては、情報処理能力や認知機能の低下により、デジタルツールの利用時も含め様々な場面で消費者被害に遭いやすくなる。
- ・ 高齢期の人々の消費者被害の更なる増加や深刻化が懸念される中で、高齢期の人等を見守る地域の様々な主体が消費生活上の安全に気を配り、何かあつたときに消費生活センター等につなぐ体制の構築が有効であることから、現在505の地方公共団体（2024年6月末時点）³⁴で設置されている「消費者安全確保地域協議会」について、更なる設置の促進が求められる。

③ 65歳以上の交通事故の状況

- ・ 交通事故死者数全体に占める65歳以上の割合は、平成元年に22.7%であつたが、平成22年に初めて50%を超え、令和5年には54.7%となつており、高い割合で推移している。³⁵
- ・ 令和4年より、75歳以上で一定の違反歴がある場合には、免許証の更新時に運転技能検査を受け、結果が一定の基準に達しない場合は運転免

³² 消費者庁「令和6年版消費者白書」図表I-1-3-13より

³³ 警察庁「令和5年における特殊詐欺の認知・検挙状況等について」

³⁴ 消費者庁HPより

³⁵ 警察庁「令和5年中の交通事故死者数について」

許証の更新をしないことや、自らの申請により安全運転サポート車に限定するサポートカー限定免許制度が導入されており、高齢運転者の安全運転対策等を更に進めていく必要がある。

④ 加齢性難聴の状況

- ・ コミュニケーションが取りづらくなることで、生活不活性や離職につながるなど高齢期における社会参加や就労や障壁となり、それが更にフレイルや認知症のリスク要因となる場合があるといった指摘がある。地域において加齢性難聴を早期発見し、適切な介入につなげるための取組の充実や、当事者が生活しやすい環境の整備が課題となる。
- ・ 補聴器について、その価格の高さに加え、雑音が多い、周囲の環境に合わせた調整が難しいなどの課題により、活用が進んでおらず、機能面の向上が必要である。

⑤ 加齢による身体機能・認知機能の変化への対応

- ・ バリアフリー化やユニバーサルデザイン化の進捗状況について、60代及び70代の6割強が「あまり進んでいない」又は「ほとんど進んでいない」と回答しており、50代以下と比べて高くなっている³⁶。
- ・ 高齢期の人にとって、各種行政手続き等において文字が小さい、交通標識が分かりづらいなどの課題がある。我が国の中位数年齢が上昇していることや認知症の人が増加していることなどを踏まえた見直しが必要。
- ・ 60～70代の男性の約3割、女性の約5割が、社会のデジタル化に「適応できていない」と回答している³⁷。デジタル化の進展により、各種行政手続きや民間サービスの利用においてスマートフォンの利用が必要となる場面が増加しているが、加齢に伴いデジタルツールの利用が困難になる場合もあることも踏まえた対応が必要。

(2) 今後の対応の方向性

① 認知機能の変化に応じた支援

³⁶ 内閣府「バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査」(令和5年度)

³⁷ デジタル庁「デジタル行政サービスに関する意識調査」(令和5年)

- ・ 消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会や社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業の支援会議の枠組みでは、ネットワークを構成する公的機関・事業者の間で保有個人情報及び個人データを共有する際に、個人情報保護法上の本人同意の規定が適用除外となっており、認知機能の低下した人を金融機関から福祉機関等の必要な支援につなぐため、これらの協議会等への金融機関の参加を促進すべき。
- ・ 個人情報保護法第 27 条第 1 項第 2 号に定める本人の同意なく個人情報を第三者に提供できる場合に認知症が疑われる場合が該当するかどうか、金融機関において顧客のどのような兆候や行動を認識した場合に福祉機関等への連携を行うべきか、認知症が疑われる場合の個人情報提供の書面同意の原則の緩和など金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの見直しの必要性も含めて検討を行うべき。
- ・ 認知機能の状態は、同じ年齢でも人によって様々であり、金融経済活動において年齢で一律に取引等を制約することなく、それぞれの状況を踏まえた対応を行うべき。そのため、金融と福祉、デジタルを連携させ、AI を使って経済取引能力の状態を判断したり、それに基づいて本人の判断をサポートしたりできる技術の開発や実証を進めるべき。
- ・ 金融資産の次世代への円滑な継承のためには、認知機能が低下する前に、資産の状況や使い方について信頼できる人と共有することが必要であり、認知機能が低下した場合の金融経済活動のリスクや支援の制度等と併せて周知啓発が必要。
- ・ 成年後見制度について、補助・保佐の制度も含め、認知症の場合の利用の実態等も踏まえながら利用しやすくするための検討が必要。

② 消費者被害の防止

- ・ 通信販売に関する消費生活相談の増加や、特に高齢期の認知症の人等については訪問販売や電話勧誘販売に関する相談の割合が高いことなどを踏まえ、多様な相談ニーズに対応するため、消費生活相談体制の強化に取り組むべき。
- ・ また、認知機能の低下により、消費者被害に遭っていること自体を認識できない場合もあり、認知件数として表れない問題が潜在化している可能性があることも踏まえ、高齢期の人の見守りを強化する観点から、消費者安全確保地域協議会の更なる設置を促進するとともに、福祉機関等との連携も強化すべき。

③ 認知機能・身体機能の変化を踏まえた交通安全対策

- ・ 認知機能のスクリーニング方法やサポートカーの安全技術の開発状況等を踏まえつつ、認知機能検査の内容・頻度や、認知機能検査の結果に基づく自動車等の運転免許取得・更新・返納の在り方について検討を行うべき。
- ・ 運転免許証の自主返納を進めるに当たっては、自主返納の前に自動車のない生活を経験して問題が生じるかどうか検討してから返納するなど、個々人の状況に応じたきめ細かな対応が求められることから、警察と地方公共団体等が連携し、自主返納しやすい環境整備や相談対応をより一層進めていくべき。
- ・ 高齢運転者による交通事故死者数の数値目標を設定するに当たっては、高齢期の人が増えていることを踏まえ、交通事故死者数で見るのではなく、免許を保有している人に対する割合でみるべき。また、認知機能の低下などにより高齢の歩行者の事故の増加も懸念されるため、高齢の歩行者の事故に関する数値目標を設けるべき。

④ 加齢性難聴への対策

- ・ 難聴は生活や社会参加の範囲を狭め、認知症やフレイルといった疾患や交通事故のリスクを高めるなど、高齢期の生活に及ぼす影響が大きく、適切な施策の検討に資するよう、調査を含め実態把握を強化すべき。また、難聴が高齢期の就労や社会参加の障壁とならないよう、地域や職場での正しい知識の普及により、社会全体で難聴への理解を深めていくべき。
- ・ 補聴器の活用を促進するには、ノイズキャンセリング等機能面の向上が必要であり、内耳に直接音を届けることができる骨伝導の技術を含め、新たな技術の研究開発を推進すべき。
- ・ 補聴器の購入時の消費者トラブルが報告されており、販売者の知識や技能、サービス体制の充実や、難聴当事者による購入時のサポートなど、相談体制を充実させるべき。
- ・ 難聴の人にも伝わりやすい情報発信の工夫が必要であり、公共の場において難聴の人が聞こえやすい技術を活用したスピーカーを使用するなど、テクノロジーも活用しながら、加齢性難聴の人が生活しやすい環境の整備を進めるべき。

⑤ 行政手続等におけるユニバーサルデザイン化の推進

- ・ 行政手続等における書面の文字の大きさ・レイアウトや、道路標識、各種施設における案内表示等について、高齢期の特性に配慮したユニバーサルデザインの観点から環境整備を進めるべき。
- ・ デジタル化を推進するに当たっては、加齢に伴いデジタルツールの利用が困難になる場合があることも踏まえ、全ての人が日常生活に密接に関わる各種行政手続や民間サービスを円滑に利用できるよう配慮が必要。

3. 安心・安全な生活環境の整備

高齢期においても、住み慣れた地域で安心して安全に生活し続けられるようにするためには、高齢期の特性に応じた災害対策や犯罪対策が必要となるとともに、必要に応じて適切に医療・介護サービスを受けられるようにするための体制の充実等を図る必要がある。

(1) 現状と課題

① 防災や犯罪に関する状況

- ・ 高齢期の人など要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者の個別避難計画の策定については、2021年に市町村の努力義務とされたところ。市町村における個別避難計画の策定状況をみると、未着手（未策定）が約8%、着手済が約92%³⁸となっており、地域によって策定状況に差が生じている状況であり、策定を促進する必要がある。
- ・ 事件や事故など緊急時に、相談ダイヤルに電話しても状況がうまく伝わらないことがあり、緊急時の対応を高齢期の人にも分かりやすく周知することが必要。
- ・ 刑法犯検挙人員に占める65歳以上の人の割合は、他の年齢層の多くが減少傾向にあることから、ほぼ一貫して上昇しており、平成28年以降20%

³⁸ 内閣府・消防庁「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果」（令和6年6月28日）

を上回り、令和4年は23.1%となっている。³⁹また、出所受刑者の2年以内再入率を年齢層別に見ると、65歳以上が19.7%（令和3年時点）と最も高く⁴⁰、高齢期の犯罪の特性を踏まえた対策が求められる。

② 医療・介護の提供体制等

- ・ 医療・介護の複合ニーズが高まる 85歳以上人口は、65歳以上の人口がピークを迎える2040年代以降も増加を続け、2060年には1,170万人となると見込まれている。⁴¹
- ・ 高齢化の進展により、複数の疾病を抱えた高齢期の患者が中心となっていることを踏まえ、医療の在り方について、主に青壮年期の患者を対象とし、救命・延命、治療、社会復帰を前提とした従来の「病院完結型」から、病気と共存しながら住み慣れた地域や自宅で生活するための「地域完結型」へと転換が求められている。それに伴い、在宅医療や訪問介護の体制の充実や、社会的処方⁴²の推進の必要性が高まっている。
- ・ また、将来にわたって必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手の確保が課題となっている。65歳以上の要介護者数の増加に伴い、介護に従事する職員数は年々増加しており、2022年現在で215.4万人⁴²となっている。一方で、介護関係職種の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全職業より高い水準で推移している。今後、2040年度には約280万人の介護職員が必要⁴³と見込まれている。
- ・ また、健康の維持・増進や介護予防の観点から、地域において住民主体の活動（「通いの場」）を促進していくことも求められるが、現場においては、専門職が支援の手法をうまく使い分けられず、住民主体の活動の醸成につながっていないとの指摘もある。

③ 人生の最終段階における意思決定

³⁹ 警察庁統計による。

⁴⁰ 法務省大臣官房司法法制部資料による。「2年以内再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年の翌年の年末までに再入所した者の人員の比率を指す。

⁴¹ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

⁴² 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」（介護職員数）

⁴³ 厚生労働省「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」

- ・ 後期高齢者の増加や高齢期における身寄りのない人の増加を踏まえ、人生の最終段階における医療や看取りに関する事前の意思決定支援としてACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及を図る必要がある。
- ・ 普及に当たっては、日本の文化や制度など社会環境を踏まえた適用方法を検討するとともに、効果的なタイミングでACPを開始できるよう周知することが必要。

（２） 今後の取組の方向性

① 高齢期の特性に配慮した防災・防犯対策

- ・ 市町村における個別避難計画の策定を促進するため、都道府県による伴走支援を強化するべき。また、策定に当たっては、支援対象者を中心とした周囲との日頃の関係性にも配慮するとともに、策定した個別避難計画に記載等されている情報について、平時から、社会福祉協議会等の避難支援等関係者への提供を促進するべき。
- ・ 災害時においても医療・福祉サービスの提供が的確になされるよう、医療・介護施設における事業継続計画（BCP）の策定を促進すべき。
- ・ 避難所について、高齢期の方は暑さ・寒さや、限られたスペースでの生活等により心身に影響を受けやすいことから、良好な生活環境を確保するための取組を進めるとともに、仮設住宅の設置に当たっては、日常生活支援として、見守りやコミュニティ形成、福祉機能の確保といった点にも留意するなど、高齢期の人にも配慮して対応すべき。
- ・ 災害や犯罪等の日常生活上の緊急事態に遭遇した際に、その場で助けを求めたり相談したりすることができるよう、災害用伝言ダイヤル（171）など、連絡先を含めた緊急時取るべき対応について、高齢期の人にも分かりやすく周知・啓発を図るべき。
- ・ 高齢犯罪者の特徴や犯行に至る背景等、高齢期の犯罪に関する実態を踏まえ、高齢期の犯罪の防止に向けた取組を更に推進すべき。

② 健康づくり・介護予防

- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業について、住民主体の活動の醸成に当たっては、専門職によるハイリスクアプローチ（疾病の発症リスクが高い人を対象として行動変容を促す取組）だけでなく、住民主体のポピュレ

ーションアプローチ（健康増進や疾病予防に関する啓発等）が重要であり、ポピュレーションアプローチの意義やその手法について理解を深めるとともに、両者の状況に応じた使い分けや連携ができるよう、地方公共団体における人材の養成を強化すべき。

- ・ 健康の維持・増進のため、学校教育段階やその後のライフステージに応じた健康リテラシーの向上を図るべき。
- ・ 健康寿命は、必ずしも指標と施策との因果関係が明確ではなく、加齢に伴う心身の変化の中で生きづらさを助長することにも留意し、KPI として活用することについては慎重に考えるべき。

③ 医療・介護の充実

- ・ 医療・介護の複合ニーズが高まる 85 歳以上人口の急増を見据え、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療や訪問介護の質・量両面での更なる充実を含め、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を一層進めるべき。
- ・ 介護ロボットの導入など、テクノロジーや ICT を活用し、訪問介護を含めた介護現場における業務効率化や負担軽減を更に進めるべき。
- ・ 医療機器や介護ロボットの開発について、国外の VC 等から研究機関に市場開拓能力や起業人材の育成に長けた人材を招聘するなど、民間企業と研究機関が連携し、現場のニーズを踏まえた技術開発と社会実装を一層強化すべき。
- ・ 介護ロボットや健康増進に関する技術など新しい技術の評価・検証を効果的に行う環境の整備が必要であり、リビングラボネットワークの拡充を図るべき。また、技術の評価・検証を円滑に進めるため、評価・検証プロセスへの参加を促すインセンティブを高める仕組みを作るなど、現場の理解を得るための取組を進めるべき。さらに、介護ロボットの現場での導入を円滑に進めるため、導入後の現場のオペレーション変更の在り方について、調査研究及び標準化の取組を強化すべき。
- ・ 高齢期に特有の疾病に関する創薬の加速化や、がんや難病、認知症、フレイルに関する研究を更に推進すべき。
- ・ 介護ロボットや補聴器といった高齢期の人々の自立支援や医療・介護に資する製品の開発・国際展開は、同じく高齢化が進む諸外国に対するビジ

ネスとしても期待でき、一層強化すべき。

- ・ 医療の在り方が病院完結型の治す医療から地域全体で治し支える地域完結型の医療に転換を求められていることを踏まえ、医学教育についても、在宅医療・介護の整備や、社会的処方について重点的に扱うなど、内容の見直しを行うべき。また、医師等の医療従事者が認知症や老年学、老年医学を学ぶ機会を更に充実すべき。
- ・ 子供の頃の良好な成育環境が、認知症の発症率に影響するとの指摘もあり、将来の医療・介護費の抑制にもつながることから、子供の教育格差への対策や貧困対策をより進めることが重要。

④ 介護人材の確保

- ・ 今後大幅に増大する介護ニーズに対応するため、介護を担う人材の確保が急務であり、更なる処遇改善等を始め、必要な財源の確保を含めて検討を行うべき。人材の確保に当たっては、患者のニーズを踏まえ、外国語に対応できる人材の充実に努めるべき。
- ・ 地域における高齢期の人の支え手の充実を図るため、介護の専門職のみではなく、住民も含めて役割分担しながら高齢期の人を見守る体制を構築すべき。また、支え手のやりがい確保する観点から、介護や認知症の人への支援の分野で活躍するNPO等に対する栄典の授与等、報酬以外のインセンティブを検討すべき。
- ・ 高齢期の人や外国人等、幅広い層の人と関わる介護の現場において円滑に業務を進めるには、多様性の理解が重要であり、介護に関する入門的研修や介護福祉士の資格取得のための研修等について、ダイバーシティとインクルージョンに関する内容を充実させるべき。
- ・ 介護人材と競合他産業との賃金差に関する数値目標を設定するに当たっては、介護職員の転職先は対人サービス産業に限らないため、対人サービス産業の賃金と比較するのではなく、全ての産業の賃金と比較するようすべき。

⑤ 人生の最終段階における意思決定に関する啓発

- ・ 患者の希望に最大限沿った医療及びケアを受けることができる社会を築くため、人生の最終段階で受ける医療やケアに関するACP（アドバンス・ケア・プランニング）について、我が国の文化的及び制度的背景を踏

まえ、理解の増進や普及を図るべき。ACPの重要性とともに、ACPを実施するタイミングについても、通院・入院を始めたタイミングや要介護認定を受けるまで、可能な場合は壮年期からなど、早めに開始する必要があることを周知すべき。

第4部 推進体制の整備

第1部から第3部までにおいて記載のとおり、我が国の高齢社会における政策課題は、経済社会における様々な変化に伴い、非常に幅広く多岐にわたるとともに、複雑で互いに絡み合っている場合も多く、今後一層その傾向は増していくものと考えられる。そのため、高齢社会対策に取り組んでいくに当たっては、政府全体として、これまで以上に従来の施策分野の壁を乗り越えて各府省の施策の連携の確保を図るとともに、それぞれの施策の進捗状況の検証・評価を行い、必要に応じてその改善を行うための仕組みの構築を検討すべきである。